

令和5年7月7日からの大雨により被災された方に 保険料の減免を行っています

1. 被害区分による減免額

被害区分	減免額	※災害救助法の適用市町村に 住所を有する組合員
全焼または全壊 及び全部冠水	保険料3ヵ月分	【島根県】出雲市 【福岡県】久留米市、八女市、筑後市 うきは市、朝倉市、那珂川市 朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村 八女郡広川町、田川郡添田町 【佐賀県】佐賀市、唐津市、伊万里市 【大分県】中津市、日田市 ※ 最新の適用市町村は内閣府防災情報のページ http://www.bousai.go.jp をご覧ください。
半焼または 半壊、床上1m 以上の冠水	保険料2ヵ月分 ※右記の災害救助法の適用 市町村に住所を有する組合員 のみ保険料3ヵ月を減免	
床上1m 未満の冠水	保険料1ヵ月分	

※ 4ヵ月以降については、国保組合に対する国の財政支援の考え方、減免措置の延長の通達などが
出された段階で改めて検討します。

2. 保険料の減免を受けるとき

被災された方は以下の書類を提出します。

- ① 保険料徴収減免申請書(記号番号、氏名、住所、減免を受ける理由等を記載)
- ② 災証明等の減免の理由を証明する書類(消防署、地方自治体などの公的機関発行の証明書)